

後漢辺郡支配に関する一考察

—放棄と再建を手がかりとして—

飯田祥子

はじめに

一般の民衆を恒常的に国家の軍事活動の主力として動員するシステムである兵役・徴兵制とは、民衆と国家がもつとも密接に関係する重要な接点の一つであるといつてよいであろう。兵制とは、国家と民衆の支配被支配関係を大きく反映していると考えることが可能である。

中国古代においては、戦国秦の商鞅変法以来、一般農民である郡県人口を「耕戦之士」として軍事力の担い手とするシステムが作られ、機能してきた¹。しかし、このようなシステムは、軍事の重要性が低下した時代においては、重要な意味を持たなくなるのも事実であろう。戦国秦以来の「耕戦之士」

体制は、国内の軍事緊張が弱まった前漢武帝期以降崩れ、辺郡と内郡という地域ごと²に、軍事負担と農業生産、と対象を分けた支配形態が生じていたと考えられる³。このような状況は、地域ごと、経済階層ごとの差異を認める支配に結びつくであろう。

後漢時代に入り、光武帝は建武七年（三二）に一般郡国の常備軍を廃止した。この改革は前漢以来生じていた内郡・辺郡の差異を制度化・固定化するものであろう。それは、後漢国家の民衆支配にどのような変化をもたらし、国家自体のどのような性質を反映しているものであるうか。後漢の兵制については、浜口重国氏・小林聡氏⁴によつて制度的側面については、詳細に研究がなされているものの、このような観点には乏しい。

本稿では、「光武帝の軍備縮小」後の後漢国家の軍事と民衆支配について、考察を試みたい。前漢以来常備軍が維持され続けており、かつ周辺異民族の活発な活動により、前漢以上に軍事的重要性が高まっていたはずの辺境地域の支配のあり方を手がかりに、この問題に迫ってゆきたい。

後漢時代辺境地域の軍事的な重要性は、ただ対異民族の戦争の前線にあるというのみならず、光武帝の軍備縮小後も、恒常的な徴兵・軍備が残された数少ない地域のひとつとして、軍事力の供給源としての性質をもっていたことがあげられる。しかし、辺境の地域の多くでは、しばしば異民族等との軋轢により、郡治や住民を後背地域にまで撤退させていることからわかるように、郡県支配を安定させるのは困難であった。同時に撤退・放棄した郡県のほとんどは再建されており、後漢王朝がこの地域に郡県を設置し、把握・維持することを重視していたのも事実である。このような、不安定かつ軍事上重要な地域を維持していく上で、どのような手段が講じられていたかを見ることにより、後漢の軍事の実態とそれが反映している後漢国家の地方・民衆支配のあり方、ひいては後漢国家の性質自体を追究することが、本稿の目的である。

一 後漢王朝の辺郡放棄政策

後漢王朝が涼州一帯に居住する羌族の統治に苦しめられ続けたことは、『後漢書』卷八十七西羌伝に詳しい。安帝以降の一〇〇年間、大規模な叛乱が頻発し、膨大な費用と歳月をかけようやく鎮圧し、数年の安定を経て再び大規模な叛乱が起ころうということを繰り返し、時には諸郡県を本来の領域から他郡内に移転・僑置する放棄政策がとられた。この時、「放棄」された郡県に居住する漢人たちが、郡県政府の手で強制的に内地の郡県に移住させられたことは、王符『潜夫論』実辺篇等できびしく非難されており、後漢政府の対異民族政策の消極性や国家自体の弱体化を示す例としてしばしば取り上げられる。

一時的であるにせよ、伝統的な支配領域の郡県機構や住民を他に移して該当地域から撤退し、安定後に戻すという政策は、少なくとも前漢時代には見られないものである。しかし、後漢時代を通してみると、このような対応の仕方はしばしばみられ、地域的にも各方面の辺境で採用されており、放棄政策には後漢の独自の辺境支配のあり方を反映しているものと

見られる。細かな記述については、第二節で検討するとして、本節では、本紀を中心として、時代をおつてそれぞれの事例を紹介し、放棄政策を概観する。

①光武帝建武二年幽州—彭寵の叛乱

後漢王朝の創業期、光武政権を支え、軍事基盤となった勢力に、幽州漁陽・上谷の地方官らの存在がある。そのうち、漁陽郡の太守であった彭寵は、建武二年（二六）二月に反乱をおこした¹¹。派遣した鎮圧軍が敗北し、彭寵が近隣の数県を奪い、匈奴と結び、「燕王」を自称するにいたり、光武帝は一旦親征を計画した¹²。それに反対する大司徒伏湛の上疏が巻二十六伏湛伝に見える。伏湛は、内郡が依然平定しきれていない状況で、辺郡を優先させることについて次のようにのべる。

漁陽以東、本より辺塞に備え、地は外虜に接し、貢税微薄たり。安平の時、尚お内郡に資せらる。況や今荒耗するに、豈に先に凶るに足らんや。而るに陛下近きを捨て、遠きに務め、易きを棄て難きを求むは、四方疑怪して、百姓恐懼し、誠に臣の惑う所なり。復た願わくは遠くは文王の兵を重り博く謀るを覽、近くは征伐の前後の宜な

るを思い、有司に顧問し、愚誠を極めしめ、其の長ずる所を采り、之を聖慮に択び、中土を以て憂念を為されんことを。(巻二十六伏湛伝)

伏湛は、「先に凶るに足」らない漁陽以東よりも、中原を優先すべきであるという。これをうけて光武帝は「帝其の奏を覽、竟に親征せず。」(巻二十六伏湛伝)と親征を思いとどまった。その後も光武帝は、彭寵討伐のために大規模な軍事行動を興すことはなかった。

その後、建武五年(二九)に「彭寵其の蒼頭の殺す所と為り、漁陽平らぐ。」(巻一光武帝紀上)、彭寵が殺されたことにより、「後に(涿郡太守張)豊(彭)寵並びに自ら敗る。」(巻三十三朱浮伝)と、無理せず彼らの自滅を待つて再び自らの勢力下に納めている。

②光武帝建武六年涼州・益州—隗囂・公孫述政権

同じく後漢創業期、地方に独立した政権を保った涼州の隗囂・益州の公孫述に対しても、光武帝は以下のような態度を示していた。

(建武)六年(三〇)、關東悉く平ぐ。帝兵間に積苦し、囂の子の内侍し、公孫述の遠く辺陲に拠るを以て、乃ち

諸將に謂いて曰く「且くは当に此の両子を度外に置くべきのみ。」(卷十三隗囂伝)

光武帝は暫定的に隗囂・公孫述政権を容認し、やはり軍事活動によって統一事業を強引に推し進めることはなかった。

光武帝は、建武十年(三四)に隗囂政権を、建武十二年(三六)に公孫述政権を倒し、この地を領土内におさめた。前後して、

(建武十二年(三六)) 三月癸酉、詔すらく隴・蜀の民の略されて奴婢と為り自ら訟う者、及び獄官の未だ報ぜざる、一切免じて庶人と為せ。(卷一光武帝紀下)

(建武十三年(三七)) 冬十二月甲寅、詔すらく益州の民の八年自り以来略せられて奴婢と為るは、皆一切免じて庶人と為せ。或は依託して人の下妻と為り、去らんと欲するは、恣に之を聴せ。(卷一光武帝紀下)

(建武十四年(三八)) 十二月癸卯、詔すらく益・涼二州の奴婢、八年自り以来自ら在所の官に訟う者、一切免じて庶人と為せ、売者直を還す無かれ。(卷一光武帝紀下)

といった、旧隗囂・公孫述政権下の民を対象に、奴婢の身分から解放させるという趣旨の詔を発している。これらは、新たに領内に入った住民を安堵し、秩序を回復するためのものであろう。

これら①②の二例は、創業期の例であり、安定した郡県支配領域を放棄するものではないが、まず国全体の政策の中で優先すべき地域とそうでない地域を区別し、辺境を後者とみなして反乱の鎮圧・領域の統一を先送りにし、機が熟すのを待つという姿勢を認めることができる。以下で見る郡県の放棄策と、共通する性質を持っているといえるだろう。

③ 光武帝建武十二年涼州金城郡―羌族の侵入

建武十二年(三六)に、

金城郡を省き隴西に属せしむ。(卷一光武帝紀下)

後漢政権は涼州の金城郡を廃止して、隴西郡に合併している。

翌建武十三年(三七)には、

復た金城郡を置く。(卷一光武帝紀下)

と再び金城郡を設置しており、廃止された期間自体はごく短いものの、後に見る安・順帝期の「某郡を某県に徙す」というものなどとは異なり、正式に金城郡を廃止している。詳しくは、次節で見ることとするが、同時期の隴西・金城の状況は、当時隴西太守であった馬援の伝などから知ることができる。

王莽末から建武十年頃には、羌族が金城郡内に進出し、一方金城郡の住民たちは、食料の不足から居住地をはなれ、近隣

の武威郡などに流入していた。このような郡内の状況を受けて廃止されたものであろう。

④光武帝建武九年以降并州・幽州等―盧芳政權・匈奴の侵入
同じころ、并州・幽州でも幾つかの郡で、人民を内地に移す政策がとられていた。光武帝紀にみえるもののみを見てゆくと、以下のようになる。

(建武九年(三三三)) 雁門の吏人を太原に徙す。(卷一光武帝紀下)

(建武十年(三三四)) 是の歳、定襄郡を省き、其の民を西河に徙す。(卷一光武帝紀下)

(建武十五年(三三九)) 二月、雁門・代郡・上谷三郡の民を徙し、常山関・居庸関の以東に置く。(卷一光武帝紀下)

(建武二十年(四四四)) 是の歳、五原郡を省き、其の吏人を徙し、河東に置く。(卷一光武帝紀下)

建武五年(二二九)頃から十二年(三三六)ごろまで代郡等に独立した政權を保った盧芳ルホウや匈奴との対立から実行された。

⑤安帝永初四・五年涼州・并州―羌族の叛乱

安帝永初元年(一〇七)夏に先零羌の大規模な叛乱がおこつ

た。鎮戍軍が派遣されるものの、成功せず、四年(一一〇)三月に漢中郡太守が戦没したのを機に、「金城郡を徙し襄武に都す。」(卷五安帝紀)と金城郡治を允吾県より隴西郡襄武県に、同年中に護羌校尉の治所も金城郡臨羌から武威郡張掖県に移している。

翌永初五年(一一一)三月には

詔して隴西は襄武に徙し、安定は美陽に徙し、北地は池陽に徙し、上郡は衙に徙す。(卷五安帝紀)

と、涼州の隴西郡郡治を狄道県より郡内南東部の襄武県へ、安定郡郡治を右扶風的美陽県、北地郡を左馮翊の池陽県に、并州の上郡郡治を左馮翊の衙県に徙した。

⑥順帝永和二年交州日南郡―蛮夷・交趾・九真郡兵の叛乱

西北・北辺だけでなく、南辺交州でも同様の放棄政策がとられることがあった。順帝永和二年(一三七)、日南郡で起こった反乱を鎮戍するため、交趾・九真郡で兵を徴発したところ、かえって兵士の反乱に発展し、交州諸郡だけでは鎮圧できなくなった。そこで、「皆な議して大将を遣わし、荆・楊・兗・予の四万人を發して之に赴かしめんとす。」(卷八十六南蛮伝)と、大軍を派遣する鎮戍計画がたてられた。

反対する大將軍從事中郎李固は、その計画の短所をあげ、代りに「宜しく更めて勇略仁惠有りて將帥に任う者を選び、以つて刺史・太守と為し、悉く共に交趾に住（とど）まらしまべし。今日南の兵單にして穀なく、守るに既に足らず、戦うに又た能わず。一切に其の吏民を徙して北のかた交趾に依り、事靜まるの後、又た命じて本に歸すべし。」（卷八十六南蛮伝）と日南郡から一旦撤退し、安定してから原住地に戻させる、という方法を提案した。

それに対して、「四府悉く固の議に従」い、新たに太守・刺史を任命し、永和三年（一三八）六月「九真太守祝良・交趾刺史張喬日南叛蛮を慰誘し、之を降し、嶺外平ぐ。」（順帝紀）と叛乱を鎮圧した。建康元年（一四四）「日南蛮夷千余人復た県邑を攻焼し、遂に九真を扇動し、与に相連結す。」（南蛮伝）とあることからすれば、叛乱の鎮圧とともに、日南郡の郡県は回復されていたのであろう。

⑦順帝永和五・六年涼州・并州―匈奴・羌族の叛乱

順帝永和年間には、再び涼州・并州で放棄政策がとられた。

永和五年（一四〇）夏ごろから南匈奴の一部との関係が悪化する。そのような状況の中で、羌族の活動も活発化してい

たのであろう、「九月、扶風・漢陽をして隴道に塢三百所を築かしめ、屯兵を置く。」（順帝紀永和五年）²⁰と涼州方面で三輔との間の防衛を固めている。同月には「匈奴」東のかた烏桓を引き、西のかた羌戎及び諸胡等數万人を収め、京兆虎牙營を攻破し、上郡都尉及び軍司馬を殺し、遂に并・涼・幽・冀四州を寇掠す。」（卷八十九南匈奴伝）と北方の各方面からの攻撃を受け、

（九月）丁亥、西河郡を徙して離石に居き、上郡を夏陽に居き、朔方を五原に居く。（卷六順帝紀）

并州では西河郡郡治を北部の平定から同郡南部の離石に、²¹上郡を南隣の左馮翊夏陽県に、朔方郡を東隣の五原郡五原県にうつした。²²翌永和六年（一四一）には、羌族の圧迫により、冬十月癸丑、安定を徙し扶風に居き、北地を馮翊に居く。（卷六順帝紀）

と涼州でも安定・北地の二郡を三輔にうつした。²³

⑧靈帝熹平五年益州益州郡―西南夷の叛乱

靈帝熹平五年（一七六）の益州郡の夷の反乱の際には、「朝議以為えらく郡は辺外に在り、蛮夷叛くを喜み、師を勞し役を遠くするは、之を弃てるに如かず。」（卷八十六西南夷伝）

と放棄することが計画された。実際には益州太守に任じられた李暉の討伐により鎮庄に成功し、実施されることはなかったようである。

⑨ 靈帝中平元年涼州―辺章・韓遂の叛乱

靈帝中平元年（一八四）には金城郡で辺章・韓遂の乱が起った。この対策として、司徒の崔烈は涼州を放棄することを主張した。²²¹

会たま西羌反き、辺章・韓遂乱を隴右に作す。天下に徵発し、役賦已むなし。司徒崔烈以為えらく宜しく涼州を棄てるべし、と。（卷五十八傳變伝）

このような崔烈の主張は、議郎傳變の「司徒を斬らば、天下乃ち安んず。」という烈しい反対意見を招いた。傳變の、

今涼州は天下の要衝にして、国家の藩衛たり。高祖初めて興るや、酈商をして別に隴右を定めしめ、世宗の境を拓くや、四郡を列置し、議者以て匈奴の右臂を断つと為す。（略）若し左衽の虜をして此の地に居るを得しむれば、士勁く甲堅く、因りて以て乱を為さん、此れ天下の至慮、社稷の深憂なり。（卷五十八傳變伝）

と、前漢以来の支配を確立しており、失えばかえってより多

くの害をこうむることになる軍事的要地である、という主張により、放棄策は実施されなかった。

以上、光武帝建武初から靈帝中平年間まで約一五〇年、地域は辺境各方面にわたり、郡の放棄・撤退にかかわる事例を追ってみた。²²² 後漢王朝は、当初より他の勢力との軋轢が強まった場合、状況に応じて、辺境の領域を放棄して後背地に撤退していた。これはもちろん後漢の辺境支配が安定していなかったことの現れであるが、後漢王朝は地方支配において、領土を切り離す柔軟性、現実に妥協的な態度を示し、その意味で可変的な国家領域認識をもっていたと考えられる。放棄すると言っても、国家全体の方策のなかで、重要性の低い地域をいったん手放し、他の地域や人民の安定を図るといふ方針に基づいて行われていたようである。また、細かくみれば、当初は、一時的とはいえ完全に廃止している例がみられるのに対し、中期以降は郡県の名目だけを残し他郡に僑置する例が見られるようになる。²²³ 支配を放棄することが強烈な反発をまねく、というような事態もまみられるなどの変化が現れ、現実的には放棄せざるを得ないながらも、名目上郡県を維持することに価値を認めるという点で、²²⁴ 南朝の僑州郡県制に共

通する性質を認めることができるだろう。

二 西北・北方辺郡の放棄と再建

前節では、帝紀の記述を中心にして、後漢時代を通して実施・計画された辺郡放棄政策について概観した。西北・北辺の郡県放棄政策については、放棄が実施されるにいたるまでの議論・経過、具体的な措置、そして郡が回復される場合の方策などについて、より詳細な記事が、個人の伝や異民族伝などで散見できる。本節では、これら西北・北辺の③・④・⑤・⑦の事例を再びとりあげて詳しく検討する。

③光武涼州金城郡

前節でもふれたように、このころの金城郡の状況については、卷二十四馬援伝に詳しい。

羌族の進出と住民の流出により、「是の時、朝臣金城破羌の西、塗遠く寇多きを以て、議して之を棄てんと欲す。」と金城郡の西半分、羌族が多く居住する湟水の上流地域にあたる金城郡破羌県以西を放棄することが計画された。それに対して、馬援は、

(隴西太守馬) 援上言すらく、破羌以西は城多く完牢にして、易く依固すべし。其の田土肥壤にして、灌漑流通す。如し羌をして湟中に在らしむれば、則ち害を為して休まず、弃つべからざるなり、と。帝之を然りとし、是に於いて武威太守に詔して、悉く金城の客民を還らしむ。帰者三千余口、各おのをして旧邑に反らしむ。(卷二十四馬援伝)

と、この地域の軍事的な重要性和防衛上の利点、羌族の支配にまかせてはならぬことを主張する。その結果、武威郡太守に詔が下り、武威郡から金城郡の民が原住の地域に帰される。また馬援は続けて、

援奏すらく為に長吏を置き、城郭を繕い、塙候を起し、水田を開導し、勸むるに耕牧を以てすれば、郡中業を樂しまん、と。(卷二十四馬援伝)

と、官僚の任用、県城・防衛施設の整備、農業・牧畜の開発を行うことを上奏し、「帝悉く之に従う」と、この提案は実施された。

光武帝期の金城郡再建の過程では、隣郡に流出した旧住民の帰還、郡県の官僚組織の設置、居住地・防衛施設の整備、生産手段の整備、などのことがなされていた。

④光武并州・幽州等

光武帝期、并州・涼州で北方から圧迫をうけて住民を退去せしめた際、

(建武)十五年(三九)、(大司馬吳漢)復た揚武將軍馬成・捕虜將軍馬武を率いて北のかた匈奴を撃ち、雁門・代郡・

上谷の吏人六万余口を徙し、居庸・常山関以東に置く。(卷十八吳漢伝²⁸)

と、吳漢・馬武ら軍事指揮官の統率のもと、大規模に「吏民を徙」したとされている。

これらの郡の太守について、建武十五年に吏民を徙した上谷郡では、太守王覇が建武九年(三三)以来「上谷に在ること二十余歳」(卷二十一王覇伝)であったり、九年に徙した雁門郡では、太守郭涼が九年から十二年まで雁門郡内で軍事にあたっている。すなわち郡から撤退するにあたっては、廃止された郡もある(定襄郡・五原郡)が、郡太守の存在が確認できる郡(上谷郡・雁門郡)もあり、住民とともに官僚機構や郡治を他郡に僑居させたものはない。

建武二十六年(五〇)になり、南匈奴单于が漢に降ると、匈奴の侵攻の危機は弱まり、それを機に徙されていた郡の住民が帰された。

(建武二十六年)是に於いて雲中・五原・朔方・北地・定襄・

雁門・上谷・代八郡の民本土に帰る。謁者を遣りて分ちて施刑を將いて城郭を補理せしむ。辺民の中国に在るを發遣し、布(あまね)く諸県に還し、皆な賜うに装錢を

以てし、転輸して食を給す。(卷一光武帝紀下)

と、謁者を派遣し、施刑を用いて城郭を整備した上で、住民をもとの県に帰還させ、錢と食料を用意している。

帰還政策は、一時に完了したわけではなく、その後も関連すると思われる記事がみられる。翌二十七年(五一)に、

時に南单于臣を称し、烏桓・鮮卑並びに來りて入朝す。

帝(太尉趙)憲をして辺事を典じ、久長の規を思為せし

む。憲縁辺の諸郡を復さんことを上し、幽・并の二州是

れ由り定む。(卷二十六趙憲伝)

注に引かれた『東觀記』には「草創苟合にして、未だ還人あらず。蓋し憲此れに至り、請いて之を徙して尽くさしむなり。」

とあり、帰還政策が容易には進んでいなかったこと、太尉趙

憲はこれを重く見て帰還を徹底させたことがわかる。明帝期

に入っても、

(中元二年(五七)夏四月詔)又た辺人の乱に遭いて内郡の人の妻と為るものの、己卯の赦前に在るは、一切遣

りて辺に還し、其の樂う所を恣にせしめよ。(卷二明帝紀)
(永平五年(一六二)) 是の歳、辺人の内郡に在る者を發遣し、装錢を人ごとに二万賜う。(卷二明帝紀)

と、辺境から内郡に流入していた人口を戻すための詔が出されている。地域は特定できないが、光武帝期に徙された八郡のものを多く含む可能性は高い。

建武年間の并州・幽州諸郡県の再建においては、謁者の監督の下、城郭の補修、旧住民の帰郷、錢・食の支給といった国家による手厚く強力な帰還政策がとられた。加えて継続的に帰還のために対策がとられていたことがわかる。

⑤安帝涼州・并州

安帝期の涼州等の放棄策については、実施されるに先立って、官僚たちの間で議論がかわされていた。

永初元年に叛乱がおこった当初、中央から車騎將軍鄧鷹が鎮圧のため派遣されたが、翌年(一〇八)一月に敗れ、鎮圧のめどはたたなかつた。当時、刑徒であった龐參が最初に涼州からの撤退計画を上書したのは、このころであろう。龐參は、涼州では流民が発生しており、農業ができず生産が望めない状態にあること、この上遠隔地への大規模な軍事動員・

徵發を続ければ民が疲弊して耐えられないことを指摘した上で、次のように涼州の住民を三輔に転居させることを提案する。

臣愚以為えらく万里に運糧し、遠く羌戎に就くよりは、兵を統べ衆を養い、以て其の疲を待つに若かず。車騎將軍鷹は宜しく且く振旅し、征西校尉任尚を留めて涼州の士民を督し、三輔に転居せしめん。徭役を休め以て其の時を助け、煩賦を止め以て其の財を益し、男をして耕種を得、女をして織紵を得さしめ、然る後に精銳を畜え、則ち辺人の仇は報われ、奔北の恥は雪がれん。(卷五十一 龐參伝)

鄧鷹の部隊を帰して軍を縮小し、副將の任尚の監督のもと涼州の住民を三輔に徙す、という計画である。民の徭役・賦税をなくし生産に専念させ、その後、羌族の隙をつくという計画である。

この時採用されたのは、前半部分、軍隊の規模を縮小する点のみであった。しかし、龐參の上書の要点は、やはり涼州からの撤退にあるのであろう。羌族の叛乱が依然おさまらない永初四年(一一〇)には、謁者となっていた龐參が鄧鷹に

以下のように奏記している。

三輔の山原は曠遠にして、民庶は稀疎たり、故県丘城の居るべきは多し。今宜しく辺郡の自存する能わざるを徙し、諸陵に入居し、故県に田戍せしめん。孤城絶郡は、権を以て之を徙さん。転運の遠費は、聚めて之を近づけん。徭役の煩敷なるは、休めて之を息ません。此れ善の善なる者なり。(卷五十一 龐參伝)

軍の規模を縮小しても負担は膨大であり、いつそ維持できない郡を徙し、三輔の荒廢した県に入植させて、「田戍」せしめることで、輸送の費用を削減し、徭役を減らすべきであると主張している。

二つの龐參の放棄策は、主に軍糧の輸送からくる民の負担の解決を目的としているようである。永初四年のものでは、辺郡からの徙民により三輔を充実し、三輔の県を防衛させよという。涼州からの撤退であると同時に、三輔への入植活動でもある。また撤退は、あくまでも「権」に郡県を移動させるだけであり、将来的には戻すことが想定されている。

鄧鸞の涼州放棄策は、この龐參の建議をうけたものであるう。

永初四年、羌胡反乱し、并・涼を殘破し、大將軍鄧鸞軍

役の方に費え、事相い瞻らざるを以て、涼州を棄て、力を北辺に并さんと欲す。(卷五十八 虞詡伝)

と、鄧鸞は永初四年二月に匈奴が常山に侵攻したことを機に、軍事負担が増大するのを防ぐため、涼州を放棄し并州の軍備に専念することを主張した。

これに反対したのが郎中の虞詡である。

先帝土宇を開拓し、劬勞して後に定む、而るに今小費を憚り、挙げて之を棄てんとす。涼州既に弃つれば、即ち三輔を以て塞と為す。三輔塞と為らば、則ち園陵單外たり。此れ不可の甚だしき者なり。嗚に曰く『關西將を出だし、關東相を出だす。』と。其の兵に習れ壯勇なるを觀るに、実に余州に過ぎたり。今羌胡の敢て三輔に入扼して、心腹の害と為らざる所以は、涼州の後に在るが故を以てなり。其の土人の推鋒執銳して、反顧の心なき所以は、漢に臣屬するが故の為なり。若し其の境域を棄て、其の人庶を徙さば、土に安んじ遷るを重り、必ず異志を生ぜん。如し豪雄をして相い聚い、席巻して而して東せしむれば、賁・育の卒と為り、太公の將と為ると雖も、猶お恐らくは當禦するに足らざらん。(卷五十八 虞詡伝)

ここでは、涼州は先帝が苦勞して領域におさめた地であるこ

と、涼州を失えば前漢皇帝の陵園を危険にさらすこと、それまで防衛に尽くしてきた涼州の英雄が反発して反乱をおこしかねないことが指摘される。それゆえに虞詡は、

今涼土擾動し、人情安んぜず、竊に卒然として非常の変あるを憂う。誠に宜しく四府九卿をして、各おの彼の州の数人を辟し、其の牧守令長の子弟を皆な除して冗官と為さしむれば、外は以て勸厲し、其の功勤に答え、内は以て拘致し、其の邪計を防がん。(卷五十八虞詡伝)

と涼州の人士を辟召し、州郡県の長官の子弟を中央の冗官に任命させて、軍功にむくい、同時に人質とせよと提案する。

さて、龐参と鄧鷹の涼州放棄策は、虞詡らの反対により「(鄧)鷹及び公卿国用の足らざるを以て、(龐)参の議に従わんと欲するも、衆多く同ぜず、乃ち止む。」(卷五十一龐参伝)と採用されず、「(太尉李)脩其の言を善とし、更めて四府を集むるに、皆な(虞)詡の議に従う。是に於いて西州の豪傑を辟して掾属と為し、牧守長吏の子弟を辟して郎と為し、以て之を安慰す。」(卷五十八虞詡伝)と虞詡の示した涼州の人士の辟召、長吏の子弟の任官という策がとられることとなる。

しかし、虞詡の策は羌族の反乱自体に対しては、有効な解

軍営久しく出るも功なく、農桑を廢する有り、乃ち詔して任尚をして吏兵を將いて還りて長安に屯せしめ、罷めて南陽・潁川・汝南の吏士を遣る。京兆虎牙都尉を長安に、扶風都尉を雍に置くこと、西京三輔都尉の故事の如し。(卷八十七西羌伝)

と、軍事活動が長期化して成果を挙げていないこと、農業の妨げになっていることを理由に、残された任尚の軍を長安に引き上げ、南陽等の地域から派遣されていた兵士らを帰還させ、虎牙都尉・扶風都尉を三輔に設置する。この措置は、民を苦しめるとして、遠隔地での軍事活動に反対し、三輔を充実し防衛すべきであるという龐参の主張と一致する。浜口重国氏によれば、三輔の二都尉の設置とは、前漢の都尉の制度のように、一郡まるごと兵士の供給源とする体制を意味する。遠来の軍を削減し現地の軍備を強化し、三輔を対羌族戦の基盤・兵士の供給源として、軍隊の在地化を図るものである。

前節でもみたように、結局は、

羌既に転た盛んにして、而るに二千石・令・長は多く内郡の人にして、並びに守戦の意無く、皆な争いて郡県を徙して以って寇難を避けんことを上る。朝廷之に従い、

遂に隴西を移して襄武に徙し、安定を美陽に徙し、北地を池陽に徙し、上郡を衙に徙す。(卷八十七西羌伝)

と、四郡の郡治をうつした。同時に住民も移住させられていたことは、

明年(永初五年)、安定・北地・上郡皆な羌寇を被り、穀貴く人流れ、自立する能わず。(度遼將軍梁 謹に詔して辺兵を發して三郡の太守を迎え、吏人を將いて扶風の界に徙さしむ。(卷四十七梁謹伝)

とある。皇帝の命令を受けた度遼將軍が軍隊をひきつれ、三郡の太守以下吏人を護衛して、右扶風に転居せしめたという。西羌伝には、官が強制的に移住させる様が述べられている。

これ以外にも、隴西の人梁湛の遺族が「悉く乱を它郡に避け」ていたり、金城郡破羌に居住していた趙寛が馮翊に移住する(『趙寛碑』)など三郡以外でも、人民が徙居していた。

このように、龐參の涼州撤退計画は、一旦は虞詡の指摘により退けられるものの、結果的に、従来の郡県から民を三輔にうつすという点で、涼州の南半についてはほぼ実現することとなった。

以上のように、安帝永初の鄧騫・龐參の涼州・并州撤退計画は、直接的には軍事経費の削減を目的とし、対匈奴防衛と

のバランスや農民の疲弊といった国家全領域を視野にいれたものであった。必ずしも恒久的に放棄したわけではなく、涼州を一時的に放棄することで人的・軍事的に三輔を充実させるといふ側面ももっていた。実際に、常設の軍營の整備も行われており、遠来の軍よりも現地で兵士を補充するという長期的な戦略に基づくものであったと考えられる。

放棄された郡の郡府がどのような機能を果たしていたかは、記述が見られないが、郡の回復の折には、他郡に徙した住民を確実に帰郷させるため、戸籍などの把握に関わっていたであろうことは推測できる。郡太守は、たとえば『続漢書』天文志中に順帝永建二年のこととして金城太守張篤、卷八十七西羌伝には元初二年(一一五)に安定太守杜恢・北地太守盛包等の名が見える。このうち西羌伝のものは、

又た屯騎校尉班雄をして三輔に屯し、左馮翊司馬鈞を遣りて行征西將軍たらしめ、右扶風仲光・安定太守杜恢・北地太守盛包・京兆虎牙都尉耿溥・右扶風都尉皇甫旗等を督し、合せて八千余人、(略)(卷八十七西羌伝)

とあり、軍事指揮官として將軍の下で統括されることもあった。

その後、安帝元初五年(一一八)には先零羌の反乱は概ね

鎮靜化する。²²しかし他の種による叛乱が頻発したため、郡県が旧治所に戻るまで十年以上待たねばならなかった。まず、安帝延光三年（一二四）秋、

隴西郡始めて狄道に還る。（卷八十七西羌伝）

とある。より羌族の本拠地に近い隴西郡治が、安定等の郡よりも先に戻されている点からすると、住民の帰還とは結びつかない軍事拠点の前進・復活というべきものである可能性が高い。その五年後の順帝永建四年（一二九）、

九月、安定・北地・上郡を復して旧土に帰す。（卷六順帝紀）
三郡の帰還が行われた。これは、尚書僕射であった虞詡の「夫れ沃壤の饒を弃て、自然の財を損なうは、利と謂うべからず。河山の阻を離れ、無險の処を守るは、以て固と為し難し。今三郡未だ復さず、圍陵単外たり。」（卷八十七西羌伝）という上疏がきっかけであるという。この地が肥沃で防衛・開發が容易であること、三郡が圍陵のある三輔の防衛に不可欠であることを述べる。その結果三郡は戻され、

謁者郭璜をして徙者を督促し、各おの旧県に帰り、城郭を繕い、候駅を置かしむ。既にして河を激し渠を浚い、屯田を為し、内郡の費を省くこと歳ごとに一億計。遂に安定・北地・上郡及び隴西・金城をして常に穀粟を儲え

しめ、數年に周（あまね）からしむ。（卷八十七西羌伝）
謁者の監督のもと旧住民は元の県にもどされ、都市や防衛・通信システムも回復された。同時に水路を整備して、屯田を行い、内郡の穀物供給への依存を削減することに成功したという。郡の回復に際しては、旧住民の旧居住地への帰還、都市などの整備、生産基盤の整備が行われた。

⑦順帝涼州・并州

順帝永和年間の例では、撤退にいたるまでの直接の議論などはみられない。しかし、卷八十九南匈奴伝に見られる大將軍梁商の主張をみれば、当時の対辺境異民族政策の方針を伺うことができる。

（永和五年）大將軍梁商羌胡の新たに反き、党衆初めて合し、兵を以て服し難く、宜しく招降を用うべきを以て、乃ち上表して曰く、「（略）今転運日に増し、三軍疲苦し、内を虚しくして外に給するは、中国の利に非ず。（略）宜しく（度遼將軍馬）続をして溝を深くし壁を高くし、恩信を以て招降し、購賞を宣示し、其の期約を明らかにせしめん。此の如くすれば、則ち醜類服すべし、国家事なからん。」（卷八十九南匈奴伝）

つまり、積極的に大軍を動員するよりも、防衛を固めて「恩信」で懐けよとする。続く馬統にあてた書のなかでも「強弩もて乗城し、堅營もて固守し、以て其の衰うるを待つは、中国の長ずる所にして、戎狄の短（おと）る所なり。宜しく務めて長ずる所を先とし、以て其の変を觀、購を設け賞を開き、反悔を宣せよ。小功を貪りて、以て大謀を乱す勿れ。」ともあり、防衛を重んじ持久戦を行い、積極的な行動を戒めている。文中に「（馬）統及び諸郡並びに各おの遵行す。」とあり、関係する郡は梁商の方針に従ったという。

これは北方異民族全体の侵攻への対策としてとられたものである。梁商の主張に見られるように、遠巻きに兵を止めて被害の拡大を食い止めるという方針が是とされていた。郡県の撤退について議論が見られないのもこのためであろう。

この西河・上郡・朔方・安定・北地の五郡については、回復過程に関する記述は全く見られない。涼州が一応の安定を取り戻すのが永嘉元年（一四五）だが、建和二年（二四八）以降桓帝期にも大規模な叛乱が続発しており（卷八十七西羌伝）、結局、郡治の位置を戻さなかったものも多いとされる。

記述の比較的詳細な西北・北方辺郡の撤退策とその後につ

いてみた。一節で概観しただけの事例も含めて、その特徴をまとめると、計画・議論のみに終わった⑧・⑨と、状況から回復しえなかった⑦の大部分の郡を除いて、実施されたものほとんどは、何らかの形で郡県が回復されていた。そもそも、撤退するにおいて④のように長官は郡に残っていたり、⑤・⑥・⑦のように「郡県」の名目を維持し僑置の形をとるなど、完全に支配を放棄するのではなく、将来的に回復することを前提として計画されている。

回復した後の郡県では、②のように住民の身分の回復を目的とする詔が下されているほか、③・④・⑤のように、旧居住民を帰還させるのみならず、都市や防衛設備などの環境を整備し、帰還者には錢や食料などの物的な支援を与えるなど、彼らの定着のために再入植ともいうべきそれなりの手段がとられていることがわかる。

すなわち、単純に、弱体化して辺境の郡県支配を維持できなくなった王朝が、安易に辺郡を切り捨てて難をやり過ごさうとした、とする王符『潜夫論』等に基づく辺郡放棄策理解はやや一面的であり、それなりに長期的な展望のもとに立てられた政治的な選択であったとみなすことができる。

しかし、郡県の回復にあたって後漢王朝が取った手段は、

旧住民の円滑な帰還事業のみではない。次節では、辺郡の回復過程でみられる様々な策について詳細にみてゆきたい。

三 再建の補助機構

放棄され荒廃した地域に再び支配を確立するにあたっては、軍事的な勝利により治安を回復するのみならず、物的な不足を補うことが不可欠である。事例③の金城郡の放棄と再置が行われていたころ、西北地域全体の攻略を担当していた中郎将来歛は、

（建武十年（三四）ごろ）（中郎将来）歛乃ち倉廩を傾け、諸県に転運し、以て之に賑贍す。是に於いて隴右遂に安んじ、而して涼州流通す。（卷十五来歛伝）

と軍糧・鹵獲をもとに振恤を行い、この地域の安定をはかった。事例⑤では、永建四年に安定等の三郡を戻すと同時に「屯田を為し、内郡の費を省くこと歳ごとに一億計。遂に安定・北地・上郡及び隴西・金城をして常に穀粟を備えしめ、数年に周（あまね）からしむ。（卷八十七西羌伝）」と、屯田を経営して、内郡からの供給を削減したことはすでに見た。辺郡を安定させるためには、相応の物的蓄積が必要であり、それ

を自給するため、屯田が辺郡の回復過程でしばしば実施されていた。建武二十一年（四五）のこととして以下のような逸話が伝えられている。

応劭漢官に曰く、「世祖中興し、海内の人民の得て数うべきは、裁かに十に二三たり。辺陲蕭條し、才遺あるなく、鄯塞破壊せられ、亭隊絶滅す。建武二十一年、始めて中郎将馬援・謁者を遣わし、分ちて烽候を築かしめ、堡壁稍く興り、郡県を立つこと十余、或いは太守・令・長を空置し、人民を招還せしむ。上笑いて曰く『今辺人なくして長吏を設けて之を治む、難きこと春秋素王の如し。』乃ち三營を建立し、屯田して殖穀し、弛刑・謫徒以て之を充実す。』（『統漢書』郡国志五注所引）

これによると、後漢の初期、辺境では人口が激減し、防衛施設も壊滅していた。そこで、光武帝は、馬援らを派遣して、防衛施設や郡県を整備、長官を設置して、人民を戻そうとした。しかし容易には進まなかつたのであろう、光武帝は一般の地域のように郡県―太守令長等の長官によって統治することの困難さを認め、「営」を設置して、屯田により農業生産を、刑徒により人口を補ったという。时期的に考えて、この「辺陲」とは、事例④の并州・幽州を指す可能性が高い。荒廃し

た辺境を回復するには、通常の郡県機構と郡県住民だけでは不十分であったこと、それゆえに「營」を設置して屯田によって、この地域を開発せねばならなかったことがわかる。

屯田は、叛乱鎮圧後などの治安を回復したとされる時期には、しばしば実施された。和帝期には護羌校尉鄯訓が焼当種の叛乱鎮圧後、刑徒を利用して屯田を行った。

(永元元年(八九)) (護羌校尉鄯訓) 遂に屯兵を罷め、各おの郡に帰らしむ。唯だ弛刑徒二千余人を置き、分ちて以て屯田し、貧人の為に耕種し、城郭塙壁を修理するのみ。(卷十六鄯訓伝)

この場合、来歙が振恤を行ったのと同じく、軍糧ではなく「為貧人」つまり郡県住民の物的な不足を補うため屯田を行っている。

別の焼当羌の叛乱を鎮圧した後にも、

(永元十四年(一〇二)) 時に西海及び大・小榆谷の左右復た羌寇なし。隴驍相曹鳳上言すらく「(略) 臣愚以為えらく宜しく此の時に及び、西海の郡県を建復し、二榆を規固し、広く屯田を設け、羌胡交関の路を隔塞し、狂狡窺欲の源を遏絶せん。又た殖穀して辺を富ませ、委輸の役を省かば、国家以て西方の憂を無くすべし。」是に

於いて鳳を拜して金城西部都尉と為し、徙士を將いて龍耆に屯せしむ。後に金城長史上官鴻婦義・建威に屯田二十七部を開置せんことを上し、(護羌校尉) 侯霸復た東西部に屯田五部を置き、留・逢二部に増さんことを上し、帝皆な之に従う。屯を列ね河を夾み、合せて三十四部。其の功垂(まさ)に立たんとす。永初中に至り、諸羌叛き、乃ち罷む。(卷八十七西羌伝)

これは少なくとも六年程度(永元十四(一〇二) ~ 永初元年(一〇七))は維持されており、かつ「徙士」を用いていることからすれば、当面の軍糧の生産が果たされれば廃止されてしまうようなものではなく、長期的に維持・開発されるべき恒常的な機構であったと考えられる。

事例⑤の回復後、永建四年安定郡等で屯田の成果をあげた後、翌五年には護羌校尉の管轄下でも、屯田を拡大している。

(順帝永建五年(一三〇)) ~ 陽嘉元年(一三三)) (護羌校尉韓皓) 因りて湟中の屯田を転じ、両河の間に置き、以て群羌に逼る。皓復た坐して徴され、張掖太守馬統代りて校尉と為る。両河間の羌、屯田の之に近きを以て、必ず凶らるるを恐れ、乃ち仇を解きて盟し、各おの自ら設備す。続先んじて恩信を示さんと欲し、乃ち上りて

屯田を移して湟中に還し、羌の意乃ち安んず。陽嘉元年に至り、湟中の地広きを以て、更めて屯田五部を増置し、并せて十部と為す。(卷八十七西羌伝)

二代にわたり護羌校尉の指揮のもとで、屯田の開発が行われていた。護羌校尉が設置当初の「西羌を主とる」(『統漢書』百官志五、護羌校尉本注) 役割や対羌戦の軍事指揮官としての役割だけでなく、恒常的に食料生産に関わっていたことがわかる。

郡太守が屯田を開発した例もある。

(中平三(一八六)年ごろ)(漢陽太守傳) 變善く人を卹み、叛羌其の恩化に懐き、並びに來りて降附す。乃ち屯田を広開し、四十余營を列置す。(卷五十八傳變伝)

やはり治安の回復後に、屯田を開発して食料の自給を図るものであろう。西北辺以外でも、

(章帝期)(李恂) 後侍御史を拜されて、持節して幽州に使いし、恩沢を宣布し、北狄を慰撫し、過ぎる所皆な山川・屯田・聚落を図写すること百余卷、悉く封じて奏上し、肅宗之を嘉す。(卷五十一李恂伝)

とあるように幽州でも屯田は経営されていた。実際に、(順帝陽嘉元年(一二三)十二月) 庚戌、復た玄菟郡に

屯田六部を置く。(卷六順帝紀)

や卷八十五東夷伝「其の後濊貊貊率服し、東垂事少なし。順帝陽嘉元年玄菟郡に屯田六部を置く。」とあるのによれば、やはり安定を回復した後に屯田を行っている。「復置」であることから一時的に廃止されていたものの、過去にも屯田が行われていたことがわかる。

これら屯田開発に当たっては、光武帝建武二十一年のもの(応劭『漢官』) や、和帝永元元年の鄧訓が行った例などよりすると、刑徒が主要な労働力であったことが想定できる。

以上、辺境各地で治安回復期に、食料を補うために、屯田が設置されていることを見た。その労働力の担い手は、刑徒である場合が多く、屯田の経営を管理するのは、護羌校尉や郡太守・郡長史などであり、専門の農都尉が屯田経営に関わっていた形跡はみられない。

これら後漢の辺郡屯田の例では、曹魏の屯田制⁸⁾のように屯田戸を設定して永続的に屯田の経営を行うものではないが、それでも数年間は維持・拡大された。屯田生産の目的も、内郡からの食料の供給への依存を削減し、郡県住民の不足を補うため、とされているものもある。これは前漢宣帝期の趙充国の屯田計画のように、対羌戦役の当座の軍糧を自給するこ

とを目的とし、叛乱鎮圧とともに廃止されたタイプのものとも異なる^④。郡県内の物的な充足のため、郡県民以外からなる労働力を利用して屯田の開発を行う。治安が安定している限り維持し、条件が整えば拡大することもある^⑤。

また、本来行政官でなく、管轄区域を持つわけではない護羌校尉も、屯田を経営することで、長期的に土地と屯田に関わる人口の管理をになつていたと理解できる。郡県の領域内で、郡県とは異なる、食料の生産という特定の目的を持った組織が、郡県と平行する形で設置されていたことが認められる。

以上は辺郡の回復過程における、屯田を利用した物的な充足のための措置である。人的な充足にむけても、特別な手段がとられていた。

先の「漢官」の建武二十一年の屯田においても、「三營」を設置して「弛刑謫徒」により屯田して、この地を人的にも充実していた。「三營」は辺境入植の主体となる組織であったと考えられる。

刑徒を辺郡の新たな人口として定着させようとする策は、後漢時代しばしばとられていた。事例^④でみた并州・幽州の辺人帰還の詔が出されたころからほど遠からぬ、永平八年

(六五)には、

(十月丙子)三公に詔して郡国中都官の死罪繫囚を募り、罪一等を減じ、答すことなく、度遼將軍營に詣し、朔方・五原の辺県に屯せしむ。妻子は自隨し、便ち辺県に占著せしむ。父母同産の相い代らんと欲するは、恣に之を聴さしめよ。……凡そ徙者には、弓弩衣糧を賜わん。(卷二 明帝紀) (表(73頁) No.1)

と刑徒を解放し、同時に「軍營」の兵士とせよという詔が出されている。この詔は直接的には、同年三月に設置された度遼將軍營^⑤に兵士を供給するためのものであろう。当初は黎陽營・虎牙營の營士が度遼營に供給されていたが、この不足を補うためものと考えられる。しかし同時に、この時「妻子」を「辺県」に占著させるとしていることから、辺境の人口増加の目的もつと考えられる。浜口重国氏によれば、「勿答」は答刑の免除をいい、それに附加された強制労働刑が存在していたことになる^⑥。すると、この詔の意図は、刑徒自身は成辺をもつて強制労働刑にあて、その妻子を辺郡県の民として編戸しておき、刑期の終了後、刑徒自身も家族とともに辺県に定住せしめるといふことにある。

同様の詔は翌年にも、

九年春三月辛丑、詔して郡国の死罪の囚の罪を減じ、妻子と五原・朔方に詣し占著せしむ。所在に死すは皆な妻の父若しくは男同産一人に復終身を賜う。其の妻父兄無く独り母有るは、其の母に錢六万を賜い、又た其の口算を復す。(卷二明帝紀)〔表No.2〕

とだされており、この時のものは、刑徒の罪の減免でありながら、任地で死んだものの身内への特権が付与されており、大きな負担を強いると認識されていたと推測できる。十六年のものにいたっては、

九月丁卯、詔して郡国中都官の死罪繫囚をして死罪一等を減じ、答すことなく、軍営に詣し、朔方・敦煌に屯せしむ。妻子は自隨し、父母同産の求めて従わんと欲するは、恣に之を聴せ。女子の嫁して人の妻と為るは、与俱(とも)する勿れ。(卷二明帝紀)〔表No.3〕

と、志願者のみではあるが、父母や同産までも、移住するものの範囲内に含まれている。

このように刑徒の罪を減免する代わりに、辺境防衛に動員し、かつ辺境に定着させるという目的で出された詔は、表にまとめたように、後漢時代を通してまみ見られる。表には必ずしも占著に関わる規定のない、辺戍の規定しか記されてい

ないものも含む。これらも含めて、対象とされている地域がはつきりしているものは、放棄された郡やその周辺であることがわかる。

事例⑤の安帝期涼州で一般の郡県民が撤退させられていた時期(一一一～一二九)にも、

(元初二年(一一五)冬十月)詔して郡国中都官の繫囚は死一等を減じ、答すことなく、馮翊・扶風に詣して屯せしめよ。妻子は自隨し、所在に占著せしめよ。女子は輸するなかれ。(卷五安帝紀)〔表No.12〕

と刑徒の減罪を通じて、放棄した郡県の周辺部を充実し、防備を固めようとしていた。ここでも妻子の占著の規定があり、三輔の人口増加策も意図したものであろう。

隴西郡治がもとの狄道県に戻された延光三年(一二四)、(九月)乙巳、詔して郡国中都官の死罪繫囚は罪一等を減じ、敦煌・隴西及び度遼營に詣せしめよ。(卷五安帝紀)〔表No.13〕

とある。このうち、隴西に赴いたものは、隴西郡の回復事業の一環として利用されたものと思われる。郡の回復後をみても、前年に郡が戻されたばかりの安定・北地・上郡三郡を対象とした、

(永建五年(一二〇)) 冬十月丙辰、詔して郡国中都官の死罪繫囚は皆な罪一等を減じ、北地・上郡・安定に詣して戍せしむ。(卷六順帝紀)〔表No15〕

のような例がある。事例⑦の涼州・并州の五郡が撤退していた時期には、一時的に労働力として利用するという趣旨の、(漢安二年(一四三)) 冬十月辛丑、郡国中都官の繫囚の殊死以下をして縑を出だして贖わしむこと、各おの差あり。其の贖を入るる能わざる者は、遣りて臨羌県に詣して居作せしむること二歳。(卷六順帝紀)〔表No16〕

ものもある。人口が減少し郡県での労働力が不足していたであろうこの時期、刑徒の労働力を金城郡臨羌県に投入している。この後も「天下の死罪一等を減じ、戍辺せしむ。」などの詔はNo.17からNo.21にかけてたびたび出されており、刑徒の労働力を辺郡の維持に用いていた。刑の減免という皇帝の徳を行き渡らせる政策を利用して、全国から刑徒を集めてきては、人口を必要としている地域を充足させている。^⑤

このような刑徒の辺戍・移住策のなかで、刑徒を受け入れる辺境の機関として登場するのは「軍営」である。軍事という特定の目的のためではあるが、中央と辺境、内郡と辺郡を直接に結びつけ、人の移動に関わり、辺境への新住民の入植

活動に関与していたようである。

後漢時代には、中央・地方に軍営が設置され、軍事の基盤になつていたことは、浜口重国氏^⑥に詳しい。中央には五校尉Ⅱ五営が、地方では魏郡黎陽県に黎陽営が、京兆長安県に虎牙営、右扶風雍県に雍営を設置し、営士は基本的に父子永代の義務を負う特殊兵からなつたとされる(ただし、虎牙・雍Ⅱ両営は安帝永初四年以降土着民の徴兵となつたとされる)。また、地方にはこの三営以外にも、異民族統御官の軍営がいくつか設置されていたことは小林聡氏^⑦も述べている。

このような「軍営」が実際にはどのようなものを含み、どのような機構となつていたのか、明確に示す史料は管見の限りではみられない。実際に史料から確認できる「営」の多くは、「某某將軍・校尉の率いる軍団」としての用法であり、軍団程度の意味しかもたないようである。しかし、辺境地域に限っていえば、明確に特定の組織を指すようである。「独斷」に「戒書は、刺史・太守及び三辺の営官に戒勅す。」とあり、蔡邕の時代、文書行政の上で、辺境の「営官」が刺史や郡太守と同じように扱われていたことがわかる。

幽州上谷寧城県に置かれた護烏桓校尉営について、次のような記事がある。

(章帝建初三年(七八)ごろ) 会たま上谷太守任興赤沙烏桓を誅たんと欲し、烏桓怨恨して謀反し、(謁者鄧) 訓に詔して黎陽營兵を將いて狐奴に屯せしめ、以て其の変を防がしむ。訓辺民に撫接し、幽部の帰する所と為る。六年護烏桓校尉に遷り、黎陽の故人多く老幼を攜將し、訓に随い辺に徙るを樂う。(卷十六鄧訓伝)

これによると烏桓營の營士は、黎陽營より補充されることがあつたようである。烏桓營に老幼とともに徙るというからは、永統的に所屬が変更されることを意味するのであろう。黎陽營の營士は戸ごと累代軍營に組織され、一般の郡県民とは異なる地位にあつたとされる。營士によつて補われる烏桓營もまた、父子永代の特殊兵士が營士として所屬していたのであろう。

度遼營・烏桓營以外にも、辺郡の軍營としては漁陽營(幽州漁陽郡)・夫黎營(幽州遼東属国扶黎県)・敦煌營(涼州敦煌郡)が確認できる。「(順帝永和五年(一四〇))冬、中郎將張耽を遣りて幽州烏桓・諸郡の營兵を將い…」(卷八十九南匈奴伝)などからすると、規模や統屬系統などは不明であるが、これ以外にも、少なくとも幽州には複数の郡に軍營が設置されていたようである。

このように、辺境に置かれた軍營は、刑徒を移住せしめる場合の仲介をしていたり、永代の特殊兵士を抱えていたり、地方において郡県とは別に人口の把握に関与していた。

以上本節では、荒廢した辺境郡県で、後漢王朝が再び支配を確立するために取つた、旧住民の帰還政策以外の、物的・人的・軍事的充足策を取り上げてきた。支配再確立の過程で、郡県機構の他、屯田や軍營といった特殊な目的に応じた組織が設置され、それらは一般郡県民だけでは充足して支配を確立しえない、この地の後漢王朝の支配を、側面から支える不可欠の存在であつたのである。

終わりに

三節にわたり、後漢時代の辺郡放棄と再建、支配再確立の過程で取られる方策などについてみてきた。以下で整理して本稿のまとめとしたい。

後漢時代を通して、辺郡を放棄する策はしばしばとられていた。従来から後漢政權の弱体化を示す等として、事例⑤の安帝期涼州放棄は取り上げられてきたが、このような政策は、他の勢力との軋轢を弱め、他の地域への負担を軽減するため

に、後漢時代を通してしばしば採用された一つの手段であったと考えられる。

後漢の放棄策で特徴的なのは、再建することを前提に撤退しており、実際に多くの場合、郡県は回復されていた。再建するにあたっては、旧住民を帰還させるのと同時に、都市などの環境の整備や物的な支援が与えられ、再入植ともいえるべき措置が取られていた。このような措置は、再び辺郡を郡県民でみだし、郡県制支配を確立することが、後漢王朝にとって重要な意味を持っていたことを示すであろう。

従来郡県の住民をもどす以外にも、屯田の開発や、罪を減免した刑徒を移住させて、兵士や労働力として投入するなど、物的・人的・軍事的な側面から、郡県民の生産力を補完するための措置がとられていた。そのために、本来異民族の管理や軍事指揮にあたるべき護羌校尉や度遼將軍などが、土地や人の管理にかかわっていた可能性も指摘した。

このような後漢王朝の辺郡放棄と再建策は、以下のような後漢の人民支配のあり方を反映していると考えられる。

まず、屯田は、辺郡の再建の過程で物的な不足を補い、内郡からの支援を削減するためにとられていた。前漢の辺郡が軍事を専門的に担う分、経済的には内郡からの物的支援に依

存していたことと比較すれば、^⑧ 辺郡と内郡との関係に変化が生じているようである。

軍事の面について言えば、浜口重国氏の古典的研究にもあるように、この時代一般の内郡の郡県住民は兵役から解放されていた。本稿では、刑徒による戍辺の例を見た。もちろん刑徒の軍事動員自体は前漢時代から見られるが、前漢の場合銭納化が進んでいたもの一般郡県民の戍辺も依然として制度としては存在していた。^⑨ 後漢に特徴的なのは、内郡出身者で辺境防衛に関与するのは主に刑徒で、それ以外のものも従軍することになる大軍の動員とそれが長期化することを嫌う。刑徒として通常の郡県民の枠から出たものは、家族と共に移住して新たな住民として辺郡に定着させられるか、もしくは刑期が終わるまでの刑徒の期間のみ戍辺に従事する。この時点で、一般の内郡郡県住民が辺境防衛に関与する可能性は非常に低くなっているのである。内郡は、刑徒という郡県制の枠からはみ出た存在を辺郡に送り出すものの、それを除いては、軍事的・人的にも物的にも辺郡に供給することなく、辺郡は辺郡自身で独立して成り立ってゆくべきであったよう^⑩ だ。

すなわち、前漢時代には見られた、中央政府を仲介とし

た内郡と辺郡の間の相互補完的關係を断ち切り、辺郡を内郡防衛の前線として完結させ、辺郡の混乱に起因する負担を内郡には及ぼすまい、とする姿勢をみとめることができるだろう。辺郡の内郡では、郡県住民以外にも、屯田組織や軍営により統括される人口があった。彼らは刑徒にせよ營士にせよ、一般の郡県民とは別に特殊な身分に置かれていたと考えられる。

荒廢した辺境の郡県再建過程には、屯田組織により物的(農業生産)、軍営により人的・軍事的(兵士)に充足をはかっていた。これらは郡県という平時の地方行政制度だけでは、安定した支配を確立できないこの地域を、自らの支配領域として維持してゆくための、補完的な役割を果たしていたと考えられる。このような郡県制支配領域内に、軍事・農業生産という特定の目的を持った組織を設定するという地方支配の体制は、曹魏の屯田制・兵戸制^⑤に類似したものである。これらの制度は、曹魏の特殊な成立条件に基づき選択されたものであることは言をまたない。しかし、規模やその位置づけは異なるものの、同様の手段を用いて支配を維持せねばならなかった後漢の辺郡には、やはり均一な小農民を析出し、国家の基礎とした戦国秦以来の斉民制・個別人身的支配は全く機

能していない。

むしろ、状況に応じて新たに有効な支配体制を創出しようとしていたというべきであろう。度重なる異民族の叛乱と郡県の撤退という郡県制支配の危機と国家の權威が大きく揺らぐ中、後漢の北方辺郡に出現した支配体制は、分裂時代に特徴的な収奪対象を分化させた支配の源流であり、均一性を特色とする郡県制が、地域の特殊事情にあわせた目的・機能別の人民把握機構により、克服される雛型とも言うべきものであると考えられる。

徙民により辺境などを開発し、それを国家の基盤としたという点では、戦国秦・前漢などのいわゆる初県とも共通する手段であろう。それが一方では、均一性を特徴とする個別人身的支配を創出し^⑥、一方ではそれを克服するシステムの原型を示すという相反する結果を生んだことについては、時代をさかのぼり初県について検討してみる必要があるだろう。この点については今後の課題としたい。

No.	皇帝	年	西曆		本 文	場 所	移住	出典
1	明帝	永平八年	65	冬十月	詔三公募郡国中都官死罪繫囚、減罪一等、勿笞。詣度遼將軍營、屯朔方・五原之辺県。妻子自隨、便占著辺県。父母同産欲相代者、恣聽之。……凡徙者、賜弓弩衣糧。	朔方・五原	○	二
2	明帝	永平九年	66	春三月	詔郡国死罪囚減罪、与妻子詣五原・朔方占著、所在死者皆賜妻父若男同産一人復終身。其妻無父兄独有母者、賜其母錢六万、又復其口算。	五原・朔方		二
3	明帝	永平十六年	73	九月	詔令郡国中都官死罪繫囚減死罪一等、勿笞、詣軍營、屯朔方・敦煌。妻子自隨、父母同産欲求徙者、恣聽之。女子嫁為人妻、勿与俱。	朔方・敦煌	○	二
4	明帝	永平十七年	74	秋八月	令武威・張掖・酒泉・敦煌及張掖屬国、繫囚右趾已下任兵者、皆一切勿治其罪、詣軍營。	—		二
5	章帝	建初七年	83	九月	詔天下繫囚減死一等、勿笞、詣辺戍。妻子自隨、占著所在。父母同産欲相徙者、恣聽之。有不到者、皆以乏軍興論。	辺	○	三
6	章帝	元和元年	84	八月	詔曰……郡国中都官繫囚減死一等、勿笞、詣辺県。妻子自隨、占著在所。	辺県	○	三
7	章帝	章和元年	87	夏四月	令郡国中都官繫囚減死一等、詣金城戍。	金城		三
8	章帝	章和元年	87	秋	死罪囚犯法在丙子赦前而後捕繫者、皆減死、勿笞、詣金城戍。 赦天下繫囚在四月丙子以前減死罪一等、勿笞、詣金城、而文不及亡命未覺者。(郭)躬上封事曰「聖恩所以減死罪使戍辺者、重人命也。今死罪亡命無慮万人、又自赦以来、捕得甚衆、而詔令不及、皆当重論。……臣以為赦前犯死罪而繫在赦後者、可皆勿笞詣金城、以全人命、有益於辺。」肅宗善之、即下詔赦焉。	金城		四六
9	章帝	章和元年	87	九月	詔郡国中都官繫囚減死罪一等、詣金城戍。	金城		三
10	和帝	永元元年	89	冬十月	令郡国弛刑輪作軍營。	—		四
11	和帝	永元八年	96	八月	詔郡国中都官繫囚減死一等、詣敦煌戍。	敦煌		四
12	安帝	元初二年	115	冬十月	詔郡国中都官繫囚減死一等、勿笞、詣馮翊・扶風屯。妻子自隨、占著所在。女子勿輪。	馮翊・扶風	○	五
13	安帝	延光三年	124	九月	詔郡国中都官死罪繫囚減罪一等、詣敦煌・隴西及度遼營。	敦煌・隴西及度遼營		五
14	順帝	永建元年	126	冬十月	詔減死罪以下徙辺。	辺		六
15	順帝	永建五年	130	冬十月	詔郡国中都官死罪繫囚皆減罪一等、詣北地・上郡・安定戍。	北地・上郡・安定		六
16	順帝	漢安二年	143	冬十月	令郡国中都官繫囚殊死以下出贖纒、各有差。其不能入贖者、遣詣臨羌県居作二歲。	臨羌県		六
17	沖帝	建康元年	144	十一月	令郡国中都官繫囚減死一等、徙辺。	辺		六
18	桓帝	建和元年	147	十一月	減天下死罪一等、戍辺。	辺		七
19	桓帝	和平元年	150	十一月	減天下死罪一等、徙辺戍。	辺		七
20	桓帝	永興元年	153	十一月	詔減天下死罪一等、徙辺戍。	辺		七
21	桓帝	永興二年	154	九月閏	減天下死罪一等、徙辺戍。	辺		七

* 「出典」は後漢書の巻数をさす。

「移住」の項目の「○」は詔中に占著などの移住に関わる規定があるものを示す。

註

- (1) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』(東京大学出版会、一九六一)等。
- (2) 拙稿「前漢後半期における郡県民支配の変化―内郡・辺郡の分化から―」(『東洋学報』八六・三二二〇〇四)参照。
- (3) 浜口重国「光武帝の軍備縮小と其の影響」(一九四三初出。『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会、一九六六所収)。
- (4) 小林聡「後漢の軍事組織に関する一考察―郡国常備兵縮小後の代替兵力について―」(『九州大学東洋史論集』一九・一九九二)。
- (5) 以下『後漢書』の引用に際しては、『後漢書』の書名は省略し巻数と紀・列伝の名のみ示す。
- (6) 羌族の叛乱と後漢王朝側の対応については、以下のものを参考にした。
- 佐藤長「漢代における羌族の活動」(『チベット歴史地理研究』岩波書店、一九七八)、内田吟風「後漢永初の羌乱について」(『東洋史苑』二四・二五、一九八五)、熊谷滋三「後漢の羌族内徙策について」(『史滴』九・一九八八)、小林聡「後漢の少数民族統御官に関する一考察」(『九州大学東洋史論集』一七・一九八九)、「後漢の少数民族政策について―辺境官僚の活動を中心に―」(『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』中国書店、一九九三)。
- (7) 郡県の橋置とは、南朝に顕著な政策であるが、それが後漢時代にはじまることについては周振鶴「遥領・虚封与橋置―虚幻畸形的地方行政制度」(『中国地方行政制度史』上海人民出版社、二〇〇五)にくわしい。
- (8) 岡崎文夫『魏晋南北朝通史』(弘文堂、一九三二)、谷川道雄

『新書東洋史2世界帝国の形成』(講談社、一九七七)などの概説書にも紹介されている。

- (9) なお前漢時代にも、武帝元朔三年に蒼海郡(『漢書』武帝紀)、宣帝地節三年に文山郡(宣帝紀)、元帝初元三年に朱崖郡(元帝紀・賈捐之伝)など、辺境の郡県が廃止されたことはある。しかし、前漢のものは、異民族の領域に、漢が郡県を設置して侵出したものであり、廃止された時点で漢の郡県となつてから比較的日子が浅い。また、郡は完全に廃止されて郡県支配は放棄され、復置された例もなく、後漢の郡県放棄策とは性格を異にすると考えられる。
- (10) 卷十六鄧訓伝注に「漢官儀」曰、「中興以幽・冀・并州兵克定天下、故於黎陽立堂、以詔者監之。」とある。またこの地の地方官と光武政権との関わりについては小嶋茂稔「河北における劉秀集団の確立過程」(『日本秦漢史学会会報』三二・二〇二二)に詳しい。
- (11) 漁陽太守彭寵反、攻幽州牧朱浮於薊。(卷一光武帝紀上)
- (12) 光武帝紀によると、光武帝の游撃將軍鄧隆が敗れたのが二年八月、燕王の自称は三年三月のこと。一方伏湛の司馬徒就任も三年三月のことである。
- (13) この「八年」に李賢は「謂公孫述時也。」という注をつけている。
- (14) (建武九年) 自王莽末、西羌寇辺、遂入居塞内、金城属県多為虜有。来欽奏言隴西侵殘、非馬援莫能定。(卷二十四馬援伝)
- (15) 卷十二盧芳伝・卷二十二杜茂伝等参照。
- (16) 卷八十九南匈奴伝に「(建武)十三年(匈奴)遂寇河東、州郡不能禁。於是漸徙幽・并辺人於常山関、居庸関已東、匈奴左部遂復転居塞内。」とあり、十三年ごろからより敵しさを増した匈奴の侵攻により、徐々に住民を徙していったことがわかる。
- (17) (六月) 先零種羌叛、断隴道、大为寇掠、遣車騎將軍鄧騭・

征西校尉任尚討之。(卷五安帝紀)

(18) 遂移居張掖。(卷八十七西羌伝)

(19) (四月) 南匈奴左部句龍大人吾斯・車紐等叛、困美稷。(卷六順帝紀)

(20) 卷八十七西羌伝にも「又於扶風・漢陽隴道作塙壁三百所、置屯兵、以保聚百姓。」とある。

(21) 李賢注に「西河本都平定県、至此徙於離石。」とある。

(22) 南匈奴伝にも「乃徙西河治離石、上郡治夏陽、朔方治五原。」とある。

(23) (六年) 秋、諸種八九千騎寇武威、涼郡震恐。於是復徙安定居扶風、北地居馮翊。(卷八十七西羌伝)

(24) 『後漢紀』は、この記事を崔烈が司徒に就任した翌中平二年の三月に続けている。

(25) なお李晚傑『東漢政区地理』によれば、これ以外にも、後漢末期建安年間に多くの郡が廃止・備置されている。しかし、建安末期の軍閥割拠時代の郡県の状況と、それ以前の一応の後漢王朝の支配が維持されている時期を単純に比較することはできないであろう。よって今回の考察は、本文第一節の九例を中心に行う。

(26) なお周振鶴「漢武帝朝鮮四郡考」(初出一九八四、「朝鮮諸郡沿革」として『西漢政区地理』一九八七、人民出版社、に収録)は、安帝即位以前に行われた玄菟郡の内徙を「我国最早の備置郡」とする。しかし、この件についての史料はあまりに少なく、どのような経過・議論をへて実施されたのかは全く不明である。周氏の研究によれば、この件は郡治を移動し、郡の範囲を変更したものであり、本稿で考察している領域を放棄した例とは異なる。よって、今回の考察の対象とはしない。

(27) 南朝の儋州郡県については周振鶴「邊領・虚封与備置―虚幻

畸形的地方行政制度」(『中国地方行政制度史』上海人民出版社、二〇〇五)を参照した。

(28) 『統漢書』天文志上にも「(建武)十二年正月己未、小星流百枚以上、……匈奴入河東、中国未安、米穀荒貴、民或流散。後三年、吳漢・馬武又徙雁門・代郡・上谷關西県吏民六万余口、置常山関・居庸関以東、以避胡寇。是小民流移之応。」とある。

(29) 卷二十二杜茂伝。

(30) (永初二年正月)車騎將軍鄧鸞為種羌所敗於冀西。(卷五安帝紀)

(31) 『資治通鑑』は永初二年冬にかけている。

(32) 方今西州流民擾動、而徵發不絶、水潦不休、地力不復。重之以大軍、疲之以遠戍、農功消於転運、資財竭於徵發。田疇不得墾闢、禾稼不得收入、搏手困窮、無望来秋。百姓力屈、不復堪命。(卷五十一龐參伝)

(33) 袁宏『後漢紀』孝安皇帝紀上永初「四年春二月、匈奴寇常山。於時西北有事、民飢、国用不足、大將軍鄧鸞欲棄涼州、專務北辺、曰『譬家人衣壞、取一以相補、猶有所完。若不如此、將而無所保。』公卿皆以為然。」とあるように、匈奴の常山进攻をうけ、涼州をすて并州の軍備を充実させる計画が議論された。

(34) 袁宏『後漢紀』孝安皇帝紀上永初四年条にはより詳しく、以下のように三か条にされている。「先帝開土關境、而今棄之、此不可一也。棄涼州即以三輔為塞、圍陵単外、此不可二也。諺曰『関西出将、関東出相。』烈士武臣出涼州、土風壯猛、便習兵事。今羌胡所以不過三輔為腹心之害者、以涼州在其後也。涼州士民所以推鋒執銳、蒙矢石於行陣、不避危亡、父死於前、子戰於後、無反顧之心者、為臣屬於漢也。今推而捐之、割而棄之、庶人安土、不肯遷徙、必引領而怨曰、『中国棄我於夷狄。』雖赴義從善之人、不能無怨恨、卒然起謀以凶不軌、因天下之飢弊、乘海内之虚弱、豪傑相聚、量才立帥、驅氏・羌以為前鋒、席卷

而東、雖賁・育為卒、太公為將、猶不能當。如此則函谷以西關
陵旧京非復漢有、此不可三也。」

(35) 袁宏「後漢紀」孝安皇帝紀上永初四年条には「恐涼州一旦有
警・述之變、宜且羅其雄傑、収其冠帶、引其牧守子弟於朝、令
諸府各辟數人、外以勸其勤、內以散其謀、計之長者。」とある。

(36) 袁宏「後漢紀」孝安皇帝紀上永初四年条には、以上の虞詡と
太尉李脩の對話は、虞詡と太尉張禹のものとしてされる。施之勉「後
漢書集解補」は李脩が太尉に就任したのは五年正月であること
から「後漢紀」を是とする。

(37) 卷五安帝紀にも「(二月)乙丑、初置長安・雍二宮都尉官。」
とある。

(38) 浜口重国「光武帝の軍備縮小と其の影響」(一九四三初出。『秦
漢隋唐史の研究』東京大学出版会、一九六六所収)。

(39) 百姓恋土、不樂去旧、遂乃刈其禾稼、發徹室屋、夷宮壁、破積聚。
時連旱蝗飢荒、而驅蹙劫略、流離分散、隨道死亡、或弃捐老弱、
或為人僕妾、喪其大半。(卷八十七西羌伝)

(40) (汝南)太守隴西梁湛石(繆彤)為決曹史。安帝初、湛病卒
官、彤送喪還隴西。始葬、会西羌反叛、湛妻子悉避乱亡郡、彤
独留不去、為起墳冢、乃潜穿井旁以為窟室、昼則隱竄、夜則負
土、及賊平而墳已立。其妻子意彤已死、還見大驚。(卷八十一
独行伝繆彤)

(41) (略)孟元子名寬、字伯然、即充国之孫也、自上郡別徙破羌、
為護羌校尉、戰鬪第五、大軍敗績、于時四子孟長・仲室・
叔室、皆並震没、唯寬存焉、冒突鋒刃、収葬尸死、郡県残破、
吏民流散、乃徙家馮翊(略)「沈年潤「釈東漢三老趙掾碑」『文
物』一九六四・一五)なお、解詠等は永田英正編「漢代石刻集成」
(同朋舎出版、一九九四)を参照した。

(42) (元初五年)自零昌・狼莫死後、諸羌瓦解、三輔、益州無復寇敵。

(卷八十七西羌伝)

(43) 李暁傑「東漢政区地理」(山東教育出版社、一九九九)は西河郡・
上郡・朔方郡・北地郡は旧地に返さず、安定郡は桓帝期ごろに
旧地に返した可能性が高いとする。

(44) これに先立ち來歙は、建武九年ごろ、「(中朗将来)歙因上書
曰「公孫述以隴西・天水為藩蔽、故得延命假息。今二郡平蕩、
則述智計窮矣。宜益選兵馬、儲積資糧。」(略)今西州新破、兵
人疲饑、若招以財穀、則其衆可集。臣知国家所給非一、用度不
足、然有不得已也。」帝然之。於是大賑糧運。」(卷十五來歙伝)
对公孫述の軍事的な目的に基づいて、隴西・天水の安定のため
に物資を集めることを提案した。またその後、羌族から「獲牛
羊万余頭、穀数十万斛。」と大量の物資を得ており、この「倉廩」
とはこのような蓄積によるものであろう。

(45) 原文は「十余万户」とするが、孫星衍校集『漢官儀二卷』は
「案、二字有譌。」といい、これに従った。

(46) 『資治通鑑』は、この記事を卷九十烏桓伝の「光武初、烏桓
与匈奴連兵為寇、代郡以東尤被其害。居止近塞、朝發穹廬、暮
至城郭、五郡民庶、家受其害、至於郡県損壞、百姓流亡。其在
上谷塞外白山者、最為強富。」とまとめて建武二十一年にかけ
ている。

(47) 『統漢書』祭祀志上に「建武三十年二月、群臣上言、即位三十年、
宜封禪泰山。詔書曰「即位三十年、百姓怨氣滿腹、吾誰欺、欺
天乎。(略)若郡県遠遣吏上寿、盛称虚美、必髡、兼令屯田。」
とあり、刑徒(髡)と屯田の結びつきの強さがうかがえる。

(48) 西嶋定生「魏の屯田制」特にその廃止問題をめぐって
「(一九五六年初出。『中国经济史研究』東京大学出版会、
一九六六所収)等を参考にした。

(49) 『漢書』卷六十九趙充国伝。このほか、居延漢簡でも屯田に

従事したとされる「田卒」の名がみられるが、これは戍卒の一部とされ（尾形勇「漢代屯田制の一考察―特に武帝・昭帝期を中心に―」『史学雑誌』七二―四、一九六三）、辺郡の郡・部都尉区の徭役運営の一環とみなすべきであろう。屯田に従事するために、刑徒のように郡県民の枠からはずれた特定の人口が設定されているこれら後漢のものはやや性格が異なる。

(50) 佐藤長「漢代における羌族の活動」(「チベット歴史地理研究」岩波書店、一九七八)はこのような屯田開発の過程における後漢王朝による中国勢力の進展に注目する。

(51) (永平八年) 初置度量將軍、屯五原曼柏。(卷二明帝紀)

(52) (永平八年) 由是始置度量營、以中郎將吳棠行度遼將軍、副校尉來苗、左校尉閻章、右校尉張國將黎陽・虎牙營士、屯五原曼柏。(卷八十九南匈奴伝)

(53) 浜口重國「漢代の笞刑に就いて」(一九三七初出。『秦漢隋唐史の研究』一九六六所収)。

(54) 章帝期の廷尉郭躬は「以全人命、有益於辺。」(卷四十六郭躬伝)といっている。

(55) 「光武帝の軍備縮小と其の影響」(一九四三初出。『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会、一九六六所収)、「兩漢の中央諸郡に就いて」(一九三九初出。同上)。

(56) 「後漢の軍事組織に関する一考察」(九州大学東洋史論集一九一九―一九二一)

(57) 卷十六鄧訓伝注に引かれた東觀記には「吏士常大病瘳、軼易至数十人、訓身為煮湯藥、咸得平愈。其無妻者、為適配偶。」というエピソードが見られる。鄧訓の徳を示すものではあるが、校尉が營士の戸の存続をはかっていたことを示すと理解できらる。

(58) 浜口重國「光武帝の軍備縮小と其の影響」(一九四三初出。『秦

漢隋唐史の研究』東京大学出版会、一九六六所収)

(59) (建光元年冬十一月) 甲子、初置漁陽營兵。(卷五安帝紀)

(60) 卷五安帝紀に元初二年「九月、又攻夫犁營、殺長吏。」、卷九十鮮卑伝に元初二年秋「復攻扶黎營、殺長吏。」とある。

(61) 卷三十七班勇伝の元初六年の班勇の上書中に以前敦煌郡に營兵三百人が置かれていたこと、上書の結果「於是從勇議、復敦煌郡營兵三百人、置西域副校尉居敦煌。」と再置されたことある。

(62) 拙稿「前漢後半期における郡県民支配の変化―内郡・辺郡の分化から―」(『東洋学報』八六―三、二〇〇四) 参照。

(63) 前漢時代の兵制については重近啓樹「兵制をめぐる諸問題」(『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九所収)、「兵制の研究」(一九八六初出。同上)。山田勝芳「秦漢財政収入の研究」(汲古書院、一九九三)。渡辺信一郎「漢代国家の社会的労働編成」(『殷周秦漢時代の基本問題』汲古書院、二〇〇一) など参照。

(64) 兵戸制については、浜口重國「後漢末・曹操時代に於ける兵民の分離に就いて」(一九四〇初出。『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会、一九六六所収)、「魏晉南朝の兵戸制度の研究」(一九五七初出。同上)、陳玉屏「魏晉南北朝兵戸制度研究」(一九八八、巴蜀書社)を参照した。

(65) 西嶋定生「中国古代帝国の形成と構造」(東京大学出版会、一九六一)等。

(いいだ さち) 名古屋大学文学研究科博士課程